

## 積立式期日指定定期預金規定

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定の積立式期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときはこの預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1回100円以上とします。
- (2) この預金は、口座振替および窓口で預入れられるものとします。ただし窓口で預入れる場合は必ずこの通帳を持参してください。

### 3. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし振替指定口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、通知することなくその日の口座振替を行いません。
- (2) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当店に届出てください。

### 4. (預金の種類、期間等)

この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れられるものとします。

### 5. (自動継続等)

- (1) この預金（第8条による一部解約後の残りの預金を含む）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前1項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までのその旨を申出てください。

### 6. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

### 7. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの期間について、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて、1年複利の方法で計算します。
  - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……1年定期預金利率
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合……2年定期預金利率
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、次の利率によって計算します。
  - ① 解約の場合……解約日における普通預金の利率
  - ② 書替継続の場合……書替継続後の定期預金の利率
- (3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、および、積立定期預金共通規定第3条（預金の解約、書替継続）により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は100円とします。

### 8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、こ

の通帳とともに提出してください。

- (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上円単位の金額で払戻し請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻し請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
- ① 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。
- (4) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
  - ② その預金が据置期間経過で、その預金の金額が1万円以上の場合、次の金額。
    - a. その預金にかかる払戻し請求額が1万円未満の場合は、1万円。
    - b. その預金にかかる払戻し請求額が1万円以上の場合、その払戻し請求額。

#### 9.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、積立定期預金共通規定により取扱います。

以上  
(2020年4月1日現在)